

【商品概要説明書】

ひろぎん 満期日繰上特約付定期預金「プレミアム・プラス」

(平成21年8月17日現在適用中)

商品名[愛称]	<ひろぎん>満期日繰上特約付定期預金「(愛称)プレミアム・プラス」
預金保険	預金保険の対象です。預金保険制度の範囲内で保護されています。
販売対象	個人及び法人のお客さま(限りはありません)
期間 (1) 期間 (2) 満期日繰上特約	5年以内(1年の満期日繰上特約付2年、3年、4年、5年満期の4パターン) (条件は募集毎に異なります。) 本定期預金には、 当行の判断により、満期日を当初満期日から繰上満期日(1年)に繰り上げることができる特約が付いています。 ^(注1)
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入形態	一括預入 (店頭)300万円以上 (インターネットバンキング)100万円以上 100万円単位 (店頭)証書のみのお取り扱い (インターネットバンキング)通帳非発行 インターネットバンキングで当行所定の方法により、またはその他当行が別途定める方法により、取引明細を表示することとし、預金通帳及び預金証書等は発行しません。
満期時の処理方法	満期日に自動解約処理し、あらかじめ指定された口座(普通預金もしくは当座預金)に一括してご入金いたします。 元利金入金後は、定期預金証書は無効となりますので直ちに取扱店までご返却ください。
利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	預入時の約定利率を当初満期日または繰上満期日まで適用します。 中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日1年毎の応答日)および満期日に分割して支払います。(利息はあらかじめ指定された口座に入金いたします。) なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からの当該中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切り捨て)により計算します。 中間払利息を差し引いた利息の残額は満期日に支払います。 付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。
手数料	ありません。
付加できる特約事項	マル優のお取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	中途解約はできません。 別途規定に定める事由により、当行が例外的に中途解約に応じる場合、中途解約に伴い発生する解約日から満期日までの本定期預金に内在するデリバティブの再構築額を当行所定の計算により算出し、その算出額を損害金として本定期預金の元利金から控除して、残額をお支払します。(お支払は、損害金計算等により、申込より2営業日以降となります。) この場合、結果としてお受取金額が預入時の払込金額を大幅に下回ることがあります。 ^(注2)
税金	個人:利子所得として20%の税金が源泉分離課税されます。 法人:総合課税または非課税(非課税法人)

<p>その他</p> <p>(1) 預入申込</p> <p>(2) 預入取消</p> <p>(3) 募集中止</p> <p>(4) 申込が受付できない場合について</p>	<p>本商品申込に際して預入日の前日までは、弊行所定の無利息型の別段預金に預入します。</p> <p>募集期間最終日の午後 5 時まで可能です。 募集期間最終日の午後 5 時以降については、本預金の内容変更・申込の取消はいたしません。</p> <p>市場環境等の急変により募集を中止する場合がございます。</p> <p>お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、および総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められる場合は、申込を受付することはできません。 お取引にあたっては、総合的な判断に基づき、申込を受付できない場合がございます。あらかじめご了承ください。</p>
<p>インターネットバンキングでのお申込時のご注意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットバンキングをご利用の際は、<ひろぎん>ダイレクトバンキングサービスのお申込が必要です。 ・インターネットバンキングでは、募集期間の初日の9時から、最終日の14時30分までお申込ができます。 ・お申込金額はお申込受付時に予めご登録いただいた指定預金口座よりお引落しいたします。お申込日のご資金引落しの際、残高が不足している等、お申込金額の引落しができなかった場合は、「満期時繰上特約付定期預金」の注文は一切なかったものとして取扱います。(取引は成立しません) 引落しは、平日の 8:00 ~ 15:00 はお受付時点、それ以外の時間帯は「予約扱」として翌営業日のお取引処理時点で資金の引落しをいたします。 ・インターネットバンキングではお申込の取消はできません。(広島銀行本支店にて書面によるお届けを頂く必要があります。詳しくはお問合せください)
<p>お問合わせ</p>	<p>お取引店または下記までお問合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品カスタマーセンター 0120-104-984
<p>当行が対象事業所となっている認定投資者保護団体</p>	<p>全国銀行協会</p>
<p>販売会社の名称</p>	<p>株式会社 広島銀行</p>

(注1)【当初満期日・繰上満期日】

繰上満期日に相当する日(満期日選択権行使日)の2営業日前(満期日選択権行使判定日)に、当行がその判断により、繰上満期日を満期日として選択することのできる権利(満期日選択権)の行使・不行使を決定します。当行が満期日選択権の行使を決定したときは、満期日は当初満期日から繰上満期日に繰り上がります。反対に、満期日選択権の不行使を決定したときは、満期日は当初満期日のままとなります。

満期日が繰上満期日(1年)となった場合、1年分の利息をお受取いただけます。(2年目以降の利息はお受取いただけません。)

* 満期日選択権行使判定日に、預入時と比べて市場金利が低下している場合には、満期日が繰上満期日となる可能性が高く、反対に、市場金利が上昇している場合には、満期日が当初満期日となる可能性が高くなります。

(注2)【中途解約時の計算例】

「損害金」が発生する場合の中途解約の計算例は次のとおりです。

<事例>

預金元本金額	300万円
経過利息(預入日または中間利払日から解約日の前日まで)	X万円
損害金	Y万円

お客さまには中途解約に伴う損害金をご負担いただきます。

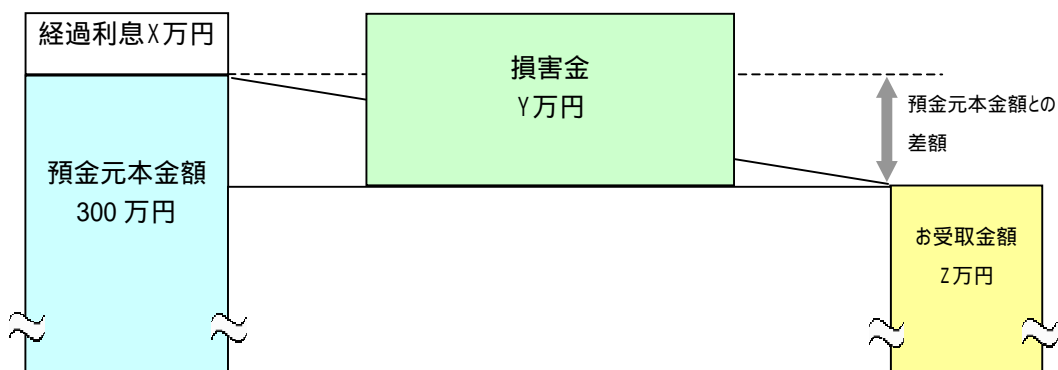
当行は預金元本および経過利息から損害金を控除した残額をお支払します。

したがって、お客さまのお受取金額は、

$$\begin{aligned} \text{お客さまのお受取金額} &= \text{預金元本金額} + \text{経過利息} - \text{損害金} \\ &= 300\text{万円} + X\text{万円} - Y\text{万円} = Z\text{万円} \end{aligned}$$

となり、損害金Yが経過利息Xより大きなケースでは、結果的にお受取金額が預金元本金額を下回ることになります。

$$\text{預金元本金額} - \text{ご負担いただく損害金} = \text{お受取金額}$$



損害金およびお客さまのお受取金額は、市場環境等により異なりますので、ご了承ください。

例えば、預入時の市場金利と比べて中途解約時の市場金利が上昇している場合、一般的にその上昇幅の拡大に応じて損害金は大きくなります。

(0908 広告審査済)